

阿賀野市告示第31号

阿賀野市地域子ども・子育て支援事業等補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和4年3月1日

阿賀野市長 田中清善

阿賀野市地域子ども・子育て支援事業等補助金交付要綱の一部を改正する要綱
阿賀野市地域子ども・子育て支援事業等補助金交付要綱（平成23年阿賀野市告示第42号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第2条、第3条、第4条関係）

事業名	対象経費	基準額
一時預かり事業	国が定める子ども・子育て支援 交付金交付要綱（令和4年1月 27日付け府子本第65号）に 基づく事業に要する経費	国が定める基準によ り算定した額
地域子育て支援拠点事 業		
延長保育事業		
保育環境改善等事業	国が定める保育対策総合支援事 業費補助金交付要綱（令和3年 12月1日付け厚生労働省発子 1201第1号）に基づく事業 に要する経費	国が定める基準によ り算定した額
未満児保育事業	新潟県が定める特別保育事業補 助金交付要綱（令和3年5月1 4日付け子第174号）に基づ く事業に要する経費	新潟県が定める基準 により算定した額
障害児等保育事業		
新型コロナウイルスの 感染拡大防止対策事業	新潟県が定める新型コロナウ イルス感染症緊急包括支援事 業補助金（児童福祉施設等分） 交付要綱（令和2年9月9日 付け子第714号）に基づく 事業に要する経費	新潟県が定める基準 により算定した額
保育士・幼稚園教諭等 処遇改善臨時特例事業	国が定める令和3年度保育士 等処遇改善臨時特例交付金交 付要綱（令和4年1月14日 付け府子本第18号）に基づ く事業に要する経費	国が定める基準によ り算定した額

附 則

この告示は、令和4年3月1日から施行し、改正後の阿賀野市地域子ども・子育て支援事業等補助金交付要綱の規定は、令和3年12月20日から適用する。